

議案第30号

長与町印鑑条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年6月4日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

コンビニ交付サービスの運用開始に伴い、多機能端末機により印鑑登録証明書を発行することができる旨を規定するとともに、自動交付機による交付サービスの運用廃止について、所要の改正を行うもの。

長与町印鑑条例の一部を改正する条例

長与町印鑑条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「(当該個人を識別するための磁気を付したカードをいう。)」を削る。

第13条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年1月15日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び第13条第3項を削る改正規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の長与町印鑑条例第7条第1項の規定により交付された印鑑登録証は、この条例による改正後の長与町印鑑条例第7条第1項の規定により交付された印鑑登録証とみなす。